

○議長（茅沼隆文）

日程第２ 一般質問を行います。一般質問の通告順序は、通告順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことに決まりました。

それでは、一般質問を行います。質問、答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、４番、前田せつよ議員、どうぞ。

○４番（前田せつよ）

皆様、おはようございます。議員番号４番、前田せつよでございます。通告に従いまして、次のとおり、一般質問をいたします。

地域・学校における心肺蘇生教育などの推進及び危機管理の整備を問う。

第五次開成町総合計画の教育活動の充実として、「学校、家庭、地域が相互に連携し、子どもの『生きる力』を育む教育活動を進めます。」とあります。

我が国では、平成１６年に住民によるＡＥＤの使用が認められて以来、ＡＥＤで命が救われた事例が数多く報告がなされております。しかし、全国では毎年７万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっており、また、全国の小中学校では毎年１００名近くの児童・生徒の心肺停止が発生している状況でございます。

昨年３月に公示された中学校新学習指導要領には、「胸骨圧迫、ＡＥＤ使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取りあげ、実習を通して応急手当ができるようにする。」とされています。

開成町では、小中学生が地域の防災訓練に参加していますが、地域によってはＡＥＤの使い方、包帯法を教えています。そこで、町内の全地域と連携して児童生徒に対する心肺蘇生教育や、学校内での危機管理体制を構築することが重要です。

そこで次の点について、最初の質問をさせていただきます。

①小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状は。

②学校施設及びその周辺におけるＡＥＤの設置状況は。

③地域の防災訓練における児童生徒のさらなる役割は。

以上、壇上からの質問といたします。質問に対しまして、答弁、よろしくお願いをいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、前田議員の御質問にお答えします。

まず、内容が、児童・生徒に係る部分もありますが、町全体の危機管理体制に係ることでもありますので、私からお答えをさせていただきます。

開成町では、中学生を昼間に発災した際の重要な戦力として位置付けております。平成２４年度から文命中学校３年生を対象としたＡＥＤ教室を実施し、平成２５年度

からは、防災訓練に文命中学校の生徒全員が町内全自治会の防災訓練に参加をしており、地域防災力の向上に寄与していると考えております。

現行の中学校の保健体育の学習指導要領解説では、「応急手当の方法」に「必要に応じてAEDにも触れるようにする」という記述があり、町防災訓練における各自治会の訓練の中でも、小中学生が地域の防災訓練に参加をし、地域によっては、AEDの使い方、包帯法を教えております。

中学校の新学習指導要領は平成33年度から全面実施されますが、保健体育の新学習指導要領解説の中には、「胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取りあげ、実習を通して応急手当ができるようにする。」という記述があり、このような状況を踏まえ、学校教育の中では、学習指導要領及び学習指導要領解説に基づき、必要な指導を行っているところであります。

学校内の危機管理では、救急事案や、防犯・防災といった、事案ごとの対応マニュアルを整え、研修も行っております。

児童・生徒には、災害・事故などの対処方法について、まず、自分の生命を守る行動をとること。万が一校内で事故などが起きたときには、すぐに教師に伝えることを指導しております。

開成町では、幸いこれまで小中学校において、児童・生徒の心肺停止の事案は発生しておりませんが、全教職員を対象に、AEDを使用した救命基礎講習を園、学校で毎年町防災安全専門員、及び小田原市消防本部職員が講師となって実施をしており、万が一、児童等が心肺停止状態に陥った際に、速やかに対応がとれるように体制を整えております。

それでは、一つ目の質問の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状について、お答えをいたします。

小学校では応急手当やAEDに係る授業等は行っておりませんが、家庭を含めてAEDの設置場所等について周知を行っております。

中学校では、2年生が保健体育分野で、年間2時間、心肺蘇生法とAEDについて、資料や映像を使用して学習しており、平成24年度からは、中学3年生を対象に町防災安全専門員、町消防団員、小田原市消防本部職員が講師となり、AEDを使用した救命基礎講習を実施しております。

毎年、中学校3年生が救命基礎講習を受講することで、家庭や地域で、万が一心肺停止の方が発生した場合に、受講した経験が生かされと考えております。

次に、二つ目の御質問、学校施設及びその周辺におけるAEDの設置状況についてお答えをいたします。

現在の町内の園、学校施設におけるAEDの設置状況としては、開成幼稚園と南部コミュニティセンターでは、玄関に1台ずつ設置をし、開成小学校では、来賓玄関脇に1台設置をしております。

開成南小学校では、職員室と体育館の廊下に1台ずつ、文命中学校では、職員玄関と体育館入口にそれぞれ1台ずつ設置をしております。

A E Dの設置については、教職員も設置場所について、承知をしております。

学校周辺として、まず、開成小学校では、開成町役場、開成町保健センター、下延沢自治会館に設置をしております。

開成南小学校周辺では、医療機関に1カ所、近隣店舗に2カ所設置がされております。文命中学校周辺では、吉田島高校に設置がされております。

次に、三つ目の御質問、地域の防災訓練における児童・生徒のさらなる役割について、お答えをいたします。

小中学生とも、まずは災害発生時には、自分のことは自分で守り、その後、周りの状況を判断して、地域の中で協力できる部分については、積極的に手助けができるように指導しております。

基本的に、学校の授業中に発生した場合には、小中学生ともに、各家庭へ引き取りを依頼し、安全に保護者のもとへ返します。

また、家庭にいたときの発生や、発災後に地域へ戻り、家族などの安全が確認した後には、中学生は地域の中で活動をすることもできるようになるため、重要な戦力として期待がされております。

このようなことから、町の防災訓練では、自治会の協力を得て、中学生にふさわしい訓練を体験する機会を設けていただいております、これには授業の一環として、生徒全員が参加をしております。

中学生の防災活動への参加は、今後とも地域防災力の向上に大きく寄与すると考えており、引き続き学校、地域と連携して、発災した際の中学生の行動について指導をまいります。

平成28年におきた熊本地震の際には、避難所において被災した小学生の提案で、朝のラジオ体操を実施することとなり、実施の際には、館内放送や被災者の皆さんへの声かけなども担当して、被災者の体調管理に寄与していたという事例があります。

また昼間、大人が少ない時間帯に、中学生が避難所の受付をするなど、子どもたちが自主的に各避難所で活躍している状況もあったようであります。

開成町には、児童・生徒が、防災活動を行う土壌があり、万が一大きな災害が発生した場合には、児童・生徒が自主的な行動がとれるように、町としては、今後とも災害時の活動を含めた防災活動の意識啓発や災害時の行動を養ってまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

一定の答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

再質問に入る前に、ある全国的に、世界的に有名になった事例を御紹介したいというふうに思います。

それは7年前に小学校の6年生、さいたま市に住む、明日香さんとおっしゃる方が、

女の子が学校で亡くなった事故についてでございます。皆様の中でも、御存知の方もいらっしゃると思いますが、A S U K Aモデルという、心肺蘇生のテキストにもなった内容のものでございます。この明日香さんというお嬢さんは大変に活発で、元気なお子さんで、しかし、7年前の9月に、さいたま市の小学校6年生の女の子が、駅伝の練習中に校庭で倒れてしまったと。保健室に運ばれたのですが、先生方は、まだ呼吸が大丈夫だと判断して、すぐそばに心肺蘇生の何度もやった先生やら、A E Dがあったのに、それを使わなかった。約11分後に救急隊が到着したときには、心肺停止の状態になっていたという、大変残念なことではございました。そのとき、呼吸があると、校内の先生方が判断をしたのは、死戦期呼吸という、心肺停止後に起こる、そういう呼吸がそれと見誤ったということだったそうでございます。二度とこのようなことが起こらないようにということで、さいたま市の教育委員会は、その後、事故の研修をして、いろいろな先生方の教員研修のためのテキストをつくったりというような形で、現在に至っているそうでございます。

そこで先程、答弁の中に本町の園、学校では、教職員を対象にA E Dを使用した救命基礎講習を実施している。また、A E Dの使用方法を習得しているという御答弁がございました。

そこで先生方の習得したことを、さらに習熟することも踏まえて、ぜひ小学校5年生頃から、心肺蘇生法の学習を授業の中で取り入れてみてはいかがかというふうに思うところでございます。

県からも、小学校5年生頃から、心肺蘇生のそういう教育に取り組むような形の通達もきているように聞き及んでございますが、その点の御見解はいかがでございましょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

大変ありがとうございます。先程、町長答弁でもありましたように、ここで新学習指導要領が小学校、中学校とも変わります。移行期を踏まえまして、その他、もろもろの課題もありますので、心肺蘇生法の問題も含めまして、それぞれの学校に指示しながら、先取りできるもの、いわゆる移行、そして、できるものについては、取り入れるように努力したいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

先取りをするという御答弁をいただいたわけでございます。

それと先程、御答弁いただいた中で、本町においては、防災訓練に関しまして、子どもたちが活躍できる土壌がある町であるという、まさしく、本当に授業の一環として地域の防災訓練に参加しているということは誇らしいことであると存じますが、その中で地域によっては看護師さんがいたりとかということもあって、地域の防災訓練

によっては、A E Dの使い方とか、包帯法などを教えている防災訓練があるわけでございます。それにかかわった方にお尋ねいたしますと、小学校の高学年のお子さんですと、親子さんで来て、お母さんと一緒になって、興味をもって、そこで心肺蘇生やA E Dなどの訓練もしているというところでございます。せっかくの事例がある地域の防災訓練でございますので、それを全町的に広げていくというような形を誘導するというところで、町側も考えてみてはいかがかと思いますが、御見解はいかがでしょう。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

前田議員の御質問にお答えします。

防災訓練の際に、救急法ですとか、心肺蘇生法等の自治会で独自の訓練の中でそういったものが実施されているということでは、町も承知しているところでございます。

全地域にということでお話ございました。各自治会等の活動については、防災部長会議の中でA E Dの状況ですとか、そういったものにつきまして周知させていただいておりますので、そのあたりの防災部長さんそれぞれの共通認識等を持っていただく中で、そのあたりの部分につきましても、それぞれの防災訓練の中で、こういったものは、各自治会でそれぞれやっているということを意識付けしていただいた中で、それぞれ各個別の中で実施いただければと思います。

ただ、機械自体の機数等も制限もございますので、全地域が一緒にというのは、なかなか難しいかもしれませんけれども、順番に実施していただくような形がもしとれるのであれば、よろしいのかなと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

今、機械がというような話もございましたので、順次というようなお答えだったかと思います。

そこで地域の防災部長さんとの会議のお話も出たわけでございますが、地域の防災訓練の計画に関して、様々今、中学生がかかわる状況もございますので、ぜひ地域の防災訓練を企画する段階から、中学生の有志のお子さんたちに参加してもらって、その企画には入っていただくということはいかがでしょうか。近隣を見ますと、生徒会の役員の子が二人、地域の防災訓練、総合訓練の企画の段階から入ったということも、お隣の市ではそういうことをされているという情報もあるところでございます。定番の防災訓練とともに、また、中学生が発想する防災訓練というところの視点から、ぜひ、地域の防災訓練の企画段階から中学生に関与していただくということについて、御見解を伺います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

前田議員の御質問にお答えいたします。生徒の皆様、企画段階での御参加ということでの御提案でございます。実際に地域の皆様と、各中学校の生徒の皆さんとの、防災訓練前の事前調整というか、打ち合わせの部分につきましては、防災訓練は9月ですので、夏休み前の7月の時期に御調整等を行っていただいているところでございます。

ただ、各地域の中で、それぞれの計画を立てるという段階での内容につきましては、なかなか中学生の皆様との学校のカリキュラムですとか、そのあたりの部分等もありますので、そのあたりにつきましては、教育委員会、学校ともそのあたりは調整は必要のかなと感じております。確かに考え方として、企画段階からの参加というのは、非常に中学生にとっても自主性を持たせるという意味では、良いことかと思っておりますけれども、そのあたりの条件等があるかと思っておりますので、そのあたりについて、検証していきたいと思っています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

具体の地域の防災訓練のメニュー、内容の決定というのは、かなり2カ月ぐらい前というような段階かと思えます。

それで今、課長答弁にありましたように、子どもたちが参画することによって、自主性というところもありますし、また、地域の大人への信頼の場になるということで、大きな機会だと思うのです。また、それをもとにした、足がかりにした、後々の様々の地域行事の担い手に、中学生がなっていくというような可能性も秘めていると思うのです。長い時間の企画のメニューの提案の協議ではなくても構いませんので、例えば、日曜日の小1時間ですとか、中学生に1時間ぐらい来てもらうような形で、声かけをしてもらいたいと思うところでございます。

先程、生徒会役員が2名、地域防災の訓練の会議に参加したという、近隣の市では、その中学生の発案で、防災訓練の啓発を促すポスターをつくるとか、当日の防災訓練に対して、自分たちができることというものを検証して、小さなお子さんやお年寄りに寄り添った形の地域防災訓練の充実を目指したというような案件も聞いているところでございます。

本町においては、毎年、中学生に防災訓練が終わった後に、確か感想文を提出されていると聞いてございます。それをもとにした形で、やはり教育委員会としまして、その辺、中学生かわりという部分での今の御見解はいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

お答えします。

中学生が地域活動に参加するということ自体につきましては、学校教育に加わった一つ違った一面としていただいているところがございます。

先程、前田議員は、授業の中でのお話、また、それから、それを離れたところと、地域の活動の参加の促し、これは一つ、指導要領の中身を誠実に授業の中に生かしていくという使命が学校にはございますので、そういったところの兼ね合いと、また含めて、改めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○４番（前田せつよ）

ぜひとも小学校の高学年の授業の中に、先程の心肺蘇生の関連のものも、前向きに捉えて入れていただく観点と、今、参事がおっしゃっていただいた、中学校における授業としての防災訓練のかかわり方と、個として地域に張り付いてでの訓練に対する対応ということで、それをしっかりと前進できるような対応を期待したいと思います。

次に、A E Dに関してでございます。先程、A E Dの設置状況について答弁をいただきました。その中で見ますと、開成南小学校がA E Dを２台設置してあると。文命中学校も２台設置してあると。ただし、開成小学校は、来賓玄関脇に１台という形の今状況でございます。そこで開成小学校においても、もう一台A E Dを設置するというお考えはいかがでしょうか。来年度から南棟に学童保育の開設の予定というような案件も出ております。そうなってきますと、現在、設置してあるA E Dは、学童保育の場においては、使用するのが難しい設置場所になると思われます。ぜひ、開成小学校に、もう一台A E Dの設置を御検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

議員の質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、開成小学校につきましては、今、来賓の玄関のところというところで、学校側のところに１台ついておりまして、現在、体育館ですとか、グラウンド、社会体育ということで一般開放していますが、そちらについても使用がしにくいところもございますので、体育館のどこか、１階とか、そういうところにつけるような形で、社会体育の方にも伝えるような形で設置は進めていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○４番（前田せつよ）

設置に対して前向きに考えていきたいという御答弁でございましたが、そのもう一台新たに購入するA E Dをぜひ屋外設置のA E Dにさせていただきたいなと思います。

A E Dは現在、学校施設は全て校舎内、施設内に設置されているものでございます。開成小学校以外の開成南小学校、文命中学校におきましても、やはり施設内が施錠されたときに、校庭を利用している方が利用できるように、A E Dを屋外に設置するお考えはいかがでしょうか。

実は、近隣の二宮町に、この間、現状視察といろいろとお伺いに行きましたら、2012年に小中5校全て、中にはA E Dが1台しかない学校もございましたが、全て屋外に設置というような施策をとられている状況でございます。二宮町さんに、A E Dが設置してから、いたずらとかされたとかというのはないですかというお話をしたら、一切いたずらもされていないと。電気料金なんかはいかがですかと伺ったら、本当に微々たるもので、A E Dの箱の中の温度管理は、扇風機と電気ファンヒーターのような役割の中で、空調の管理の中で、5校合わせて年間4,000円程度の微々たるものでございますというようなお話もございました。大変外にあることで、A E Dがここにあるんだということで、目立ったというお話も聞いたところでございます。

開成町におきまして、学校施設の1台を屋外設置にするというお考えはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

御質問にお答えしたいと思います。

先程、町長答弁でもございましたとおり、まず、開成南小学校につきましては、屋外にございますけれども、管理人が常駐しているところがございますので、そういった面では、鍵は空いてございますので、取り出し等は容易に行えるかと思います。

文命中学校にも2台ございまして、そのうち1台は体育館の入口ということでございます。体育館を使用している際には使えますけれども、グラウンドを利用されている場合にはというところもございますので、私どもの想定としましては、グラウンドの利用者につきましては、グラウンドに入る際、鍵しか今はお渡ししておりませんが、今後につきましては、体育館の入口の鍵ですね。それもあわせてお貸しをして、いざというときは、そちらを使って、体育館入口をあけていただいて、A E Dを使っていただく。そういうふうなことで対応していければなと考えているところでございます。

というところで、開成小学校につきましても、グラウンド利用者がございますので、体育館の1階につけさせていただいて、同じように鍵をつけて、グラウンドの貸し出しをさせていただければ、それについてはクリアできるかなと考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

そもそも論といたしましてお尋ねをいたします。

設置場所につきまして、どのような状況下で、原点に戻る形で、まことに話がちょっと戻って申しわけないのですが、どのような検討の中で、うちの学校はこの場所につけよう。学校はここここに付けようという決定がなされたのか。教職員の先生、保護者、子どもたち、いろいろな方に聞いた上でその設置場所が検討されたのかどうか、その点を伺います。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。

まず、学校はもともと1台設置してございます。開成小学校で申しますと、来賓玄関でございますけれども、そこには学校の子どもたちのためにというところがまず第一でございます。文命中学校も、今年度、新たに体育館につけておりまして、そちらにつきまして、社会体育関係の方々が使えるようにということで、体育館につけてございますので、そこについてはやはりそういった御意見をいただいた中で、体育館の入口につけている経緯がございますので、そういった意味では、開成小学校も今後については、体育館につけて、体育館利用者、あるいはグラウンドの利用者についても御利用いただくような形で対応はしていきたいと考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

2016年、消防庁によりますと、日本では、119番通報してから救急車が現場到着までにかかる時間は8.5分であるというようなデータが出ております。

また、心肺停止になってから、除細動器、いわゆる電気ショック、AEDを使わないと、時間が1分遅れるごとに救命率というのが約1割急激に下がっていくという、本当に1分というその単位が、いかに救命に係る重要な数字であるのかということを認識していただいて、学校の敷地内にいらっしゃる方が、本当に心肺停止となった場合に、しっかりとAEDが使えるような環境になっていただくように、御検討、また政策展開をお願いしたいと思います。

そして、AEDにつきましては、そのAEDが想定外という言葉が一時期はやったこともございますが、例えば、何らかの理由で使えなくなったというような想定を鑑みると、そのAEDの本体近くに、一番近くのAEDはここにありますよとパウチした形で示しておくような、掲示するというような手当をしていただきたいと思います。その点いかがですか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

先程、A E Dのパウチということでございますけれども、A E Dの場所の近くのことということで、先程、救命率という部分で、確かにA E Dの部分でございますけれど、実際に、議員が御指摘のように、A E Dが町内近くに設置ができて、周りに設置できるということが非常にベストな状況でございますが、なかなか例えば、心肺停止状態というものが、A E Dのある場所だけで起こるということは限らないというところがございますので、小田原消防等にも確認をさせていただきますと、救急等の関係に確認させていただきますと、A E Dがない場合には、まず消防署に連絡、胸骨圧迫、こちらを行うことによりまして、救命がとれるというところもございますので、その部分、救命の部分では、救命の部分では、胸骨圧迫、そういったものを主にしていただいて、基本的には胸骨圧迫がメインという部分で、またA E Dがあれば、非常に議員が御指摘のとおり、実施が一番いいということになりますけれども、それがとれない場合には、そういう措置をとることがよろしいのかなとも考えます。近くに各施設ので置いていただくのもよろしいのかなというところはございますが、そこはまた施設にお願いできればと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

学校施設内のA E Dの設置場所につきましては、基本的に教職員を含め、利用者は承知しているということがございますけれども、なおかつ点検いたしまして、分かりにくいというような部分がありましたら、位置を表示するものにつきましては設置に向けて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

私の説明の仕方が不十分だったかもしれません。A E Dを取りに行きました。

そこにあると分かって、取りに行きました。使おうとしました。そのA E Dに不具合が生じたと。そのときに、そのA E Dの近くにパウチされた、カード型という言い方がイメージは湧くかと思うのですが、また、すぐ近くのA E Dは、例えば、職員室にありますよとか、渡り廊下にありますよとかという形で、そのA E Dの本体のあり場所を、もちろんアピールして、存在感を示すのも大事なんですけれど、それ以外の、もう一台のA E Dの場所が、すぐ目で、これがもう使えない。あそこに取りに行くんだというような、そういう形の連動制のあるA E Dの配置状況をつくることはいかがというような質問だったわけでございますが、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

お答えいたします。

先程分かりにくい場所にあるかどうか点検の上、表示を考えると申しあげたところでございます。その際に2カ所、施設内にあれば位置が分かるような形に検討をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

ありがとうございます。早速対応していただけるというところでございます。

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。就学援助の補助金の前倒し資金を。

就学援助は、児童・生徒の家庭が生活保護を受けているなどの経済的に困窮している場合に、学用品や、給食、修学旅行などの費用の一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度でございます。開成町では、新年度に入ってから申請の手続を行い、最初に支給していただくのが8月になるわけでございます。8月に保護者へ支給されることになってございます。

しかし、新入学を前に、ランドセルを買ったりする時期に、そのほかの費用を準備することは、食費などを切りつめても足りなくて大変であるという町民のお声を耳にしているところでございます。

文部科学省では、義務教育の就学援助、これは要保護児童生徒援助費補助についてございますが、小学校入学準備のために、多額のお金を用意しなくて済むように、昨年3月に補助金交付要綱の改正を行いました。各自治体は、小学校への入学年度開始前に、就学援助ができるようになります。入学する前の3月以前にこの支給が可能になりました。そこで開成町としても、国の交付要綱の改正に対応して、入学準備ができるように前倒しをして支給をするべきと考えます。

次の点についてお伺いをいたします。

①就学援助制度の対象となる児童生徒数と受給者実数の推移は。

②申請手続の周知方法は。

③就学援助費の支給の仕方は。

以上でございます。答弁をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

就学援助の補助金の前倒し支給をとということについて、お答えをします。

学校教育法では、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童、または学生生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。

就学援助費は、町内に居住し、町立小学校及び中学校に在学する児童・生徒の保護

者であり、生活保護法に基づく保護を受けている要保護世帯の保護者と生活保護世帯には該当しないが、生活が困窮していると教育委員会が認定した準要保護世帯の保護者が交付の対象者となります。

国からは、町が行った、要保護世帯に属する児童・生徒への就学援助に対しては、補助限度単価の2分の1が補助金として交付されています。

しかし、準要保護世帯に属する児童・生徒に係る就学援助費については、国からの補助金はなく、一般財源で対応しており、交付税算定の際に、市町村立学校の児童・生徒数をもとに算定される額が基準財政需要額に算入されています。

開成町では、要保護、準要保護児童・生徒の保護者に対して、義務教育の円滑な運営を図ることを目的として、国の単価基準に準じて、開成町要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費交付事務処理要綱というのを決めまして、就学援助費を支給しているところです。

では、一つ目の、就学援助制度の対象となる児童・生徒数と受給者実数の推移は。について、お答えいたします。

まず、御質問にある、就学援助制度の対象となる、児童・生徒の人数については、当該年度において、世帯構成や、その世帯の所得などの情報が必要なために、申請された世帯以外の世帯が就学援助制度の対象であるかどうかの判断はできませんので、把握はできておりません。

実際の受給者数については、平成27年度では、児童88名、生徒51名で、全体の8.7%、世帯数では106世帯でした。平成28年度では、児童75名、生徒55名で、全体の8.1%、世帯数では110世帯でした。

平成29年度受給者数では、小学校児童73名で、内訳は開成小学校40名、開成南小学校33名です。文命中学校生徒は57名で、あわせて130名、全体の8.0%になっています。世帯数では104世帯で、内訳は、開成小学校30世帯、開成南小学校23世帯、文命中学校51世帯となっております。

二つ目の申請手続の周知方法については、についてお答えします。

申請の手続は、特定の世帯を対象とするのではなく、毎年4月下旬に、学校を通じて、町立小中学校全児童・生徒の保護者に、就学援助制度に関するお知らせの配付により周知しております。

三つ目の就学援助費の支給の仕方は、についてお答えします。就学援助を申請されて、認定された方に対しては、申請のあった口座へ8月、12月、3月の3回に分けて支給しています。支給対象費目としては、要保護世帯に属する世帯には、修学旅行費を、準要保護世帯に属する世帯には、学用品費、通学用品費、郊外活動費、給食費をそれぞれ国基準に準じて支給しておりますが、8月の支給では、新入学児童・生徒には、新入学用品費を、小学校6年生、中学3年生には、修学旅行費分を上乗せして支給しています。

なお、御質問にありました、小学校新入学児童に対する前倒し支給については、平成30年度からは、まず年3回の支給を7月、10月、12月、3月の4回に改めま

して、新入学用品費、修学旅行費分は7月に上乗せ支給と考えています。

また、このうち新入学用品費については、さらに平成31年4月の新入学児童・生徒からは、前年度3月の支給となるように改めていきたいと思っています。この場合、小学校新入学生は、学校を通じた周知では間に合いませんので、別の周知の機会を用意する必要があると考えています。

そのほか、全般的に見直しを行い、要綱の改正とともに、適切な時期に案内ができるように準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

前進、前向きな御答弁をいただきました。さらなる周知をどのようにお考えかというような部分も、今の答弁にあったわけでございます。

今後、今考えられる要綱改正も含めてでございますが、今後、どのようなスケジュールになるのか。現段階でのスケジュールリングを教えていただければと思います。

○教育総務課長（橋本健一郎）

質問にお答えしたいと思います。まず、新年度が、平成30年4月から始まりますので、この3月中に、まず要綱改正を行いたいと考えてございます。

平成30年度につきましては、今まで8月に支給していたものを7月に、1回目は支給するということと、あと年4回支給するところを変更いたしまして、来年の31年4月から入学するお子さんに対しましては、中学校に入るお子さんは、小学校6年生から引き続き支給はできますけれども、新しく小学校に入るお子さんにつきましては、通知をするすべがありませんので、その場合には、毎年1月に入りまして、就学通知というものを、今度、小学校に上がるお子さんの御家庭にはお配りしてございますので、それに一緒にこちらの申請についても配付をしまして、そこから認定手続等を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

滞りなく支給の就学援助費の前倒しの支給がなされるように期待をしたいと思います。

そこで今までの議論を踏まえまして、町長に伺いたいと思います。

総論という部分にもなろうかと思いますが、理念という観点も含んでの御質問をここで最後にさせていただきます。

一つとして、全ての人に健康と福祉を。一つとして、質の高い教育をみんなに。という17の目標を国際目標とした、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsというのが、現在、企業、また、自治体の中で話題が上がっているところでございます。これは国連加盟国が2016年1月から2030年末の達成を目指すものでございま

すが、地方自治体も、持続可能な開発目標、SDGsについて、その理念を施策や事業に取り入れる動きが活発化をしてくている昨今でございます。誰一人取り残さないという理念があるこのSDGsの視点から、先程来の議論も含めて、また、現時点で、私との一般質問のやり取りを含め、現時点でどのような御見解を町長がお持ちか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

今、前田議員からSDGsのお話が出ました。国連でそのような2015年に採択されて、国も進めているわけですがけれども、2月に県知事との意見交換会の中でも、知事から、神奈川県も「いのち輝くマグネット神奈川」ということで、SDGsの持続可能な目標に向けて、あわせて神奈川としても進めていきたいという話が実はありました。

また近くでは、小田原・足柄地域連合でも、地域政策要望の中で、SDGsを使って、町に対して要望活動ということで、今、民間も含めて様々なところで広がりつつあるなと感じています。

今日の教育の問題についてもそうです。全ての皆さん、教育が受けられる。経済的な格差のために、子どもたちが同じように授業が受けられない。教育が平等に受けられないということがあってはならないために、このような町としても、国の補助金がない部分においても、要保護という形で、子どもたちに経済援助をしていく部分もあります。様々な政策の中で、国連と同じように、17項目の中で、エネルギー、環境、まちづくり、様々な分野について、目標が設定をされています。それは町の中で、その目標をどうやって取り入れて、これから計画、政策に受け入れていくかということで、平成30年度は後期基本計画、6年間の作成を今、予定しておりますので、この後期基本計画の中で、このSDGsの中で、エネルギー関係、教育関係、様々な町としても目標にあわせて、レベルの中でやっていくことは可能だと思います。まちづくり町民集会の中でも、そのような形の表示をしていけば、それぞれ17項目に対して、様々なサイン、絵がありますので、そういう表示の中でPRをしていくことが大事なのかなと考えておりますので、後期基本計画の中でそれを取入れながら検討していきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

ただいま町長から、SDGsを自治体、政策の中にも盛り込んだ形で進めていくという答弁をいただいたわけでございます。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

これで前田議員の一般質問を終わりにいたします。